

## 1 指定申請に際しての注意事項等

A : 居宅介護, 重度訪問介護, 同行援護, 行動援護

B : 短期入所, 重度障害者等包括支援, 共同生活援助, 療養介護, 生活介護,  
施設入所支援, 自立訓練 (機能訓練), 自立訓練 (生活訓練), 宿泊型自立訓練,  
就労移行支援, 就労継続支援A型, 就労継続支援B型, 就労定着支援,  
自立生活援助, 一般相談支援, 特定相談支援, 障害児相談支援  
児童発達支援, 医療型児童発達支援, 放課後等デイサービス, 居宅訪問型児童発達支援,  
保育所等訪問支援

(1) 指定申請書の提出 (事前協議を終了している必要があります。)

指定日	事業所・施設の指定は, <u>月1回 毎月1日付け</u> となります。	
提出期限	A	<u>指定を受ける月の前月10日</u> ※休日の場合は, その前の開庁日 (例) 2021年(令和3年)9月1日指定の場合, 提出期限は, 同年8月10日(火)となります。
	B	<u>指定を受ける月の前々月末日</u> ※休日の場合は, その前の開庁日 (例) 2021年(令和3年)9月1日指定の場合, 提出期限は, 同年7月30日(金)となります。
	<p>(注1) 都市計画法, 建築基準法, 消防法その他関係法令に抵触しないよう, 必ず各担当課へ事前に相談してください。</p> <p>(注2) 申請書に不備等があった場合, 提出期限までに補正が完了していないものは受理できません。日程に余裕を持って早めに申請書類を提出してください。</p> <p>(注3) 4月1日付けの指定等, 事務が集中する場合の提出期限については, 別に指示する日までとします。 <b>2022年(令和4年)4月1日付けの指定の提出期限は, 同年1月31日(月)とします。</b></p>	
提出方法	原則, 来庁のうえ提出 ※事前に電話で日時等を調整してください。	
提出先	福山市 障がい福祉課 事業者指定・指導担当 〒720-8501 福山市東桜町3番5号 電話 084-928-1261 FAX 084-928-1730 E-mail shougai-fukushi@city.fukuyama.hiroshima.jp	

(2) 指定基準等

人員、設備及び運営に関する基準は、条例及び国の省令で定められていますので、参照してください。

区 分		基準条例	
障害福祉サービス事業	居宅介護	福山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第40号）	
	重度訪問介護		
	同行援護		
	行動援護		
	療養介護		
	生活介護		
	短期入所		
	重度障害者等包括支援		
	自立訓練（機能訓練）		
	自立訓練（生活訓練）		
	宿泊型自立訓練		
	就労移行支援		
	就労継続支援A型		
	就労継続支援B型		
	就労定着支援		
自立生活援助			
共同生活援助			
障害者支援施設		福山市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第41号）	
		基準省令	解釈通知
一般相談支援事業		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第21号）
特定相談支援事業		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第22号）

障害児相談支援事業		児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第23号）
障害児通所支援事業	児童発達支援	福山市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年7月3日条例第4号）	
	医療型児童発達支援		
	放課後等デイサービス		
	居宅訪問型児童発達支援		
	保育所等訪問支援		

### (3) 設備・運営に関する基準（最低基準）

区分	基準条例
障害福祉サービス事業	福山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第42号）
障害者支援施設	福山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第45号）

### (4) 報酬の算定基準等

サービス費用に関しては、国の告示、通知で定められていますので、報酬の算定について、参照してください。

区分	基準省令	解釈通知	
障害福祉サービス事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）	
			居宅介護
			重度訪問介護
			同行援護
			行動援護
			療養介護
			生活介護
			短期入所
			重度障害者等包括支援
			施設入所支援
			自立訓練（機能訓練）
			自立訓練（生活訓練）
			宿泊型自立訓練
			就労移行支援
			就労継続支援A型
就労継続支援B型			
就労定着支援			

	自立生活援助		
	共同生活援助		
一般相談支援事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）	
特定相談支援事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）		
障害児相談支援事業	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）		
障害児通所支援事業	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）		

※ その他、国から各種通知等が出ていますので、障害者総合支援法及び児童福祉法に関する国の法令通知に関する情報を入手するなど、事前準備をお願いします。

#### (5) 審査・指定

申請書を受理した後、法令に照らして審査を行い、必要に応じて補正等をお願いすることがあります。

指定要件を満たすものと判断した場合に、指定を行います。

## 2 指定後の手続

### (1) 介護給付費等の請求

介護給付費，訓練等給付費及び障害児通所給付費（以下「介護給付費等」という。）の請求は，障害者自立支援給付支払等システムによる電子請求となります。

パソコンの設置やインターネット接続等の準備が必要です。

問い合わせ先	
請求方法に関する事	広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 〒730-8503 広島市中区東白島町19番49号 国保会館 電話 082-554-0782 FAX 082-511-9126
システムの入力方法等に関する事	国保中央会電子請求ヘルプデスク 電話 03-5911-1559 FAX 03-5911-1599 E-mail mail@e-seikyuu-help.jp (受付時間) ・毎月1日～10日 平日 10:00～19:00 土曜 10:00～17:00 ・毎月11日～月末 平日 10:00～17:00

### (2) 介護給付費等算定の届出

各種加算等を算定する場合には，加算等の内容等をあらかじめ障がい福祉課に届け出ることとなっています。

事由	算定開始時期	届出様式
新規に指定を受ける事業所が各種加算等を算定する場合	指定申請書と同時に届出があった場合には，指定を受ける月から	<b>【指定通所支援事業】</b> ・障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書  <b>【その他の事業】</b> ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
新たに各種加算等を算定する場合及び加算等（算定される単位数が増える場合に限る。）の届出内容が変更となる場合	届出が月の15日以前にあった場合には翌月から，16日以降にあった場合には翌々月から	
加算等が算定されなくなる状況が生じた場合，又は加算等が算定されなくなることが明らかなる場合	加算等が算定されなくなった事実が発生した日（居宅介護，重度訪問介護，同行援護及び行動援護における特定事業所加算については事実が発生した日の属する月の翌月の初日）	

注1 加算等が算定されなくなる状況が生じた場合，加算等が算定されなくなることが明らかなる場合又は人員基準の欠如等により減算となる状況が生じた場合は，速やかに届出を行ってください。

2 前年度1年間の実績等を踏まえて加算を算定する場合の算定開始時期については，別途通知します。

(3) 指定に係る変更等の申請及び届出

区分	事由		申請・届出様式	提出期限
変更申請	指定障害福祉サービス ・生活介護 ・就労継続支援A型 ・就労継続支援B型 指定障害児通所支援 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス	指定に係る事業の 定員を増加する場合	指定変更申請書	変更する日の 前々月末
	指定障害者支援施設	指定に係る施設障 害福祉サービスの 種類を変更する場 合、又は当該指定 に係る入所定員を 増加する場合		
変更届	事業所の名称や運営規程等届出事項が変更となつた場合		変更届出書	事由が生じてか ら10日以内 (注1)
廃止・休止 ・再開届	事業を廃止、休止、再開する場合		廃止・休止・再開 届出書	【廃止・休止届】 事由が生じる1 月前まで 【再開届】 事由が生じてか ら10日以内 (注1)
辞退届	指定を辞退する場合 ・指定障害者支援施設		指定辞退届出書	指定を辞退する 日の3月以上前

(注1) 事前協議が必要な変更の場合は、事前に連絡すること。

### 3 業務管理体制の整備の届出

2012年(平成24年)4月1日から、障害者(児)施設・事業者は、法令遵守等の業務管理体制を整備し、それらに関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることが義務づけられました。

(1) 業務管理体制整備の対象となる事業

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくもの】

- ア 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設
- イ 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

【児童福祉法に基づくもの】

- ウ 指定障害児通所支援事業者
- エ 指定障害児入所施設
- オ 指定障害児相談支援事業者

※ ア～オのそれぞれの事業ごとに届出が必要です。

## (2) 整備する業務管理体制の内容

業務管理体制とは、指定障害福祉サービス事業者等において、不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るための体制のことです。整備すべき内容は、指定を受けている事業所又は施設の数に応じて次表のように定められています。

事業所等の数	業務管理体制の整備の内容		
	「法令遵守責任者」 (※1)の選任	「法令遵守規程」 (※2)の整備	「業務執行の状況の監査」を定期的 に実施
20未満	必要	不要	不要
20以上100未満	必要	必要	不要
100以上	必要	必要	必要

※1 法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者

※2 業務が法令に適合することを確保するための規程

○事業所の数え方について

- ・事業所等の数は、その指定を受けたサービス種別ごとに一事業所と数えます。
- ・事業所番号が同一でも、サービス種類が異なる場合は、異なる事業所として数えます。  
例えば、同一の事業所が、居宅介護事業所と重度訪問介護事業所としての指定を受けている場合、指定を受けている事業所は2事業所となります。

## (3) 業務管理体制整備に関する届出書に記載すべき事項

届出事項	対象となる事業者
事業者等の名称 事業所等の主たる事務所の所在地 事業所等の代表者の名前、生年月日、住所、職名	全ての事業者
「法令遵守責任者」の名前、生年月日	
上記に加え、「法令遵守規程」の概要	事業所等の数が20以上の事業者
上記に加え、「業務執行の状況の監査の方法」の概要	事業所等の数が100以上の事業者

○「法令遵守規程」について

法令遵守規程には、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要があります。必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したものを作成してください。

○「業務執行の状況の監査の方法」の概要について

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあつては監査委員会）が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。また、規定では監査を定期的に行うこととされています。

が、「定期的」な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年1回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的効果的に行うことが望まれます。

(4) 届出先

届出書の届出先は事業所の所在地によって決まります。

区分	届出先
(1) 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省 (社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室)
(2) 全ての事業所等が福山市市内に所在する事業者 (指定障害児入所施設を除く。)	福山市
(3) (1)及び(2)以外の事業者	広島県健康福祉局障害者支援課 事業者指導グループ

※区分は、(1)業務管理体制整備の対象となる事業（ア～オ）ごとに考えます。

※届出様式等詳細は届出先ホームページを参照ください。